

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和7年3月26日（水） 午前9時58分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

- 議案第31号 ひたちなか市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第32号 ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第34号 ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第35号 ひたちなか市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第42号 ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第44号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第45号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

2 請願・陳情

- 請願第18号 ひたちなか市として策定中の「原子力災害に備えた広域避難計画」に関する
ことについて

○出席委員 8名

総務生活委員会	井坂章	委員長
	井坂涼子	副委員長
	鎌田政人	委員
	田中高司	委員
	鈴木道生	委員
	雨澤正	委員
	大内聖仁	委員
	打越浩	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 薄 井 宏 安 議 長

○説明のため出席した者

総務部	小 倉 健	総務部長
	西 野 浩 文	総務部参事兼総務課長
	鈴 木 寿 和	総務課長補佐
	福 家 一 真	総務課文書法制係長
	片 山 讓	総務課文書法制係主幹
	梅 原 忠	総務部参事兼人事課長
	二 川 和 久	人事課長補佐
	川 崎 誠 司	総務部参事兼資産経営課長
	大 串 貴 弘	資産経営課長補佐
	住 谷 洋 平	資産経営課財産活用係長
企画部	森 山 雄 彦	企画部長兼市長公室長
	石 塚 正 範	デジタル推進課長
	根 笹 浩 二	デジタル推進課長補佐
市民生活部	白 土 光 伸	市民生活部長
	鈴 木 健 嗣	市民生活部参事兼生活安全課長
	飛 田 量 生	生活安全課長補佐
	高 星 匡	生活安全課長補佐
	宮 内 琢 磨	生活安全課係長
	松 本 睦 史	生活安全課主幹

○事務局職員出席者

議会事務局	石 崎 聡一郎	局長
	益 子 太	係長
	佐 藤 ゆかり	主幹

総 務 生 活 委 員 会

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）

午前9時58分 開会

○井坂（章）委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案7件、請願1件、以上8件です。

審査の進め方につきましては、最初に議案の審査をした後、請願の審査を行います。

審査終了後、執行部から所管事項説明の申し出がありますので、執行部の入替えを行い、説明を受けたいと思います。

以上のように進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第31号 ひたちなか市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第1回3月定例会、議案、議案第31号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明を願います。森山企画部長。着座で結構です。

○森山企画部長 着座にて失礼いたします。

議案第31号についてご説明申し上げます。

本議案で改正しようとする条例は、市民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、市の機関に係る申請、届出、その他手続等に関し、パソコンやスマートフォンなどからオンラインでやり取りするための共通事項を定めている条例であります。

今般、申請等の手続により生じる各種手数料等の納付についてオンライン納付することができるようにするほか、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、主な改正部分をご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。

まず、内容の改正でございます。

条例の名称及び第1条についてであります。

現行の目的では、申請や届出などの手続等に関しまして、情報通信技術を活用することにより、市民の利便性の向上と行政運営の効率化を図ることと規定しております。

今般改正の趣旨は、手数料等についてオンライン決済などを利用しての支払いや添付書類の省略を可能とすること、また、情報システムの整備やデジタルデバイドの是正を通じてさらなる利便性の向上や効率化を図り、市民生活の向上を目指すものであります。

この趣旨を踏まえまして、条例の名称をひたちなか市情報通信技術を活用とした行政の推進に関する条例に改めて、そして、第1条の目的につきましては、市民生活の向上のために情報通信技術を活用した行政の推進を図ることを明文化するよう改正を行おうとするものでございます。

続きまして、条の移動と追加に係る条文でございます。

9ページをご覧ください。

9 ページにございます新旧対象表の新しい欄、第3条から第4条につきましては、現行条例では第7条に設けておりました情報システムの整備の規定に新たに情報システム整備計画の作成等を追加し、条を移動しようとするものであります。

次に、追加の内容の追加の条文でございます。

続く第5条につきましては、申請等に係る条文であります。

主な追加部分については、10 ページをご覧ください。

10 ページの第5条では申請等に係る手数料などの納付についても、オンラインで行うことができるとする規定をここで追加をしております。また、一部手続においては対面による本人確認や書類の原本確認をする必要がある場合など、オンラインでの申請が適当ではない場合の対応についても追加しております。

そこから2 か所ございまして、まず1 点目が11 ページをご覧ください。

11 ページの新しい欄の1 行目、第6条では処分通知等についてもオンラインの申請が適当でない場合の対応について規定をしております。

続きまして、12 ページをご覧ください。

同じく新しい欄、下から2 行目から始まります第9条では、手続等のうち虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があるなどオンラインで行うことが適当でないものについての除外規定をここで追加しております。

続く13 ページ、ご覧いただきまして、第10条では住民票の写しや戸籍証明書などの添付書面を省略できるとした規定を追加しております。

また、第11条ではデジタルデバイド是正のための対策を講じることを市の努力義務とした規定を追加しております。

また、ただいまご説明した部分以外につきましても、文言の整理等を行っております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。本件について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第32号 ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第32号をお開きください。

また、追加説明資料があります。Side Booksのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和7年3月26日、配付資料の順にフォルダをお開きください。

それでは提出者の説明を願います。小倉総務部長、着座で結構です。

○小倉総務部長 着座のまま失礼いたします。

議案第32号 勤務時間等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案とは別に配付させていただいております追加の説明資料のほうをご覧くださいと思います。

改正内容をまとめております。

1番の改正理由です。

育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児介護休業法と言われておりますけれども、この法律の改正を踏まえまして、市条例について必要な改正を行おうとするものであります。

2番目の改正内容です。

(1)としまして、子を養育する職員が時間外勤務の制限を請求する場合における子ども、子の範囲を拡大いたします。現行「3歳に満たない子のある職員」としているところを、改正案では「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」というふうに拡大をしようとするものであります。

(2)としまして、介護離職を防止するために、仕事と介護の両立支援制度を周知する取組を追加いたします。①としまして、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合、仕事と介護の両立支援制度等を個別に周知いたしまして、意向を確認することといたします。②仕事と介護の両立支援制度等に関して、早期に、問題に直面する前に情報提供をすることといたします。③研修等の開催、相談窓口の設置等介護両立支援制度に係る職場環境を整備することといたします。

3番目ですが、条例の施行日は令和7年4月1日としております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第34号 ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第34号をお開きください。

また、追加説明資料があります。Side Books、ホームの画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和7年3月26日、配付資料の順にフォルダをお開きください。

それでは提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第34号 特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明いたします。

こちらにも追加の説明資料のほうをご覧ください。

1番の改正理由です。

令和6年は全国で5回の激甚災害が発生いたしまして、令和6年1月に発生した能登半島地震においては、本市からも職員を派遣いたしまして、災害対応業務に従事をいたしました。

国におきましては、災害が発生した現場で業務に従事する職員に災害応急作業等手当を支給することとされておりますけれども、本市を含む地方公共団体の職員にはこれに相当する手当はありません。こうした中、地方公共団体の職員が災害発生現場で行う巡回監視、応急作業、災害状況調査等の業務を行ったり、あるいは避難所の運営、家屋調査等の業務に当たった場合につきましても災害応急作業等手当の支給に該当し得るという旨の通知が総務省から発出をされました。このため、災害応急等手当を追加する改正を行おうとするものであります。

2番の改正内容です。

特殊勤務手当に「災害応急等手当」を追加いたします。

なお、詳細は規則で規定いたします。その内容につきましてですけれども、支給範囲として、市内で災害応急作業等に従事した場合、これは激甚災害の場合のみ支給をいたします。市外で災害応急作業等に従事した場合、これは災害の規模は問わず、市外に派遣された場合に支給をいたします。支給額は、国の規定に準拠いたしまして、1日当たり840円でございます。

3番、適用日は令和7年4月1日であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定

しました。

次に、議案第35号 ひたちなか市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただきまして、議案第35号をお開きください。

また、追加説明資料があります。Side Booksのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和7年3月26日、配付資料の順にフォルダをお開きください。

それでは提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第35号 旅費に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

追加の説明資料のほうをご覧くださいと思います。

1番の改正理由です。

国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法の改正を踏まえまして、市条例について必要な改正を行うものでございます。

2番の改正内容です。

(1) 旅費の種類及び旅費額の改正といたしまして、①廃止となるものが3つございます。アの車賃、イの日当、ウの食卓料、この3つです。どういう場合に支給をしていたかというのは、その右に記載してございます。

そして②、これらに代わって追加となるものです。アのその他の交通費は廃止する車賃に代わりまして、バス代、タクシー代、レンタカー費用をこうした実費でもって支給をするものがあります。イの宿泊手当につきましては、廃止する日当に代わりまして、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として支給するものです。支給額は規則のほうで規定をいたしますけれども、一夜——まあ、一晚泊まりますと2,400円の定額支給といたしまして、宿泊費のほうに朝食及び夕食が含まれる場合には減額をいたします。ウの包括宿泊費につきましては、移動及び宿泊に対する一体の対価、いわゆるパック旅行代として支払われる費用につきましても、旅費支給の対象に追加いたします。

それから、③の内容に変更があるものといたしまして、アの鉄道賃につきましては、急行や特別車両を利用する際の距離制限を廃止いたしまして、寝台料金を支給対象に追加いたします。また、運賃以外の料金、特急料金や座席指定料金ですけれども、公務のために特に必要とするものに限り、距離に関係なく実費を支給いたします。イの宿泊料につきましては、宿泊費というふうに名称を変更いたします。また、一般職の場合、支給額はこれまで1万3,000円の定額の支給でしたけれども、これを上限付きの実費支給に変更いたします。上限は、宿泊地域の実情等を勘案して規則で規定いたします。例としまして東京都の場合ですが、上限が1万9,000円の実費支給となります。これまで1万3,000円の定額だったところ、上限を1万9,000円とし、実費で支給するというふうに改正をいたします。

(2) その他の改正といたしまして、①職員の区分を見直しまして、現行3つの区分である

ところ、改正後は2つの区分に変更いたします。

なお、市議会議員さんの旅費につきましては、別途、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の定めるところによりまして、市長等の区分に該当いたします。

3番、適用日につきましては、令和7年4月1日です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第42号 ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第42号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。白土市民生活部長。着座で。

○白土市民生活部長 着座のまま失礼をいたします。

議案第42号 ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案第42号の3ページ、新旧対象表をご覧いただきたいと思います。

今般、非常勤消防団員の処遇改善のため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正をされました。

これまでは左の表のとおり、勤務年数の区分を25年以上30年未満、それと30年以上としておりましたが、今回の法令の改正によりまして、右側の新たな支給額表のとおり、勤続年数を30年以上35年未満とし、35年以上の区分を追加して階級ごとに支給額を設定し、改正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第４４号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただきまして、議案第４４号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。森山企画部長。

○森山企画部長 議案第４４号についてご説明申し上げます。

本議案で改正しようとする条例は、２つ。１つがひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例と、そしてひたちなか市市税条例でございます。

両条例とも、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、引用条項のずれが生じたことから、これを改めようとするものであります。

議案書の３ページをご覧ください。３ページは、ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の改正部分でございます。

続きまして、４ページをご覧ください。４ページはひたちなか市市税条例の改正部分となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第４５号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第４５号をお開きください。

また、追加説明資料があります。Side Booksのホーム画面から全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和６年度、令和７年３月２６日、配付資料の順にフォルダをお開きください。

それでは提出者の説明をお願いします。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第45号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の制定について説明いたします。

追加の説明資料をご覧ください。

1の改正理由です。

刑法等の一部を改正する法律等の施行によりまして、令和7年6月1日から懲役及び禁錮の刑がなくなりまして、拘禁刑に一本化されます。このため懲役及び禁錮の字句を用いている関係条例について、これらの字句を「拘禁刑」に改める改正を行おうとするものであります。

主な改正内容です。

(1) 市条例中に罰則を定めているものの改正におきまして、まず懲役を課しているものについて拘禁刑を課すように改めます。対象は行政不服審査法施行条例、調査統計条例、埋立て規制条例、土採取事業規制条例でございます。

次に、(2) 資格要件としまして、禁錮以上の刑に処せられていないことを規定しているものについて、拘禁刑以上の刑に改める改正を行います。対象は、職員給与条例、消防団条例、非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給条例です。

なお、参考といたしまして、現行の懲役につきましては、刑務作業の義務がありまして、禁錮は刑務作業の義務がないという違いがあります。これが令和7年6月1日からは拘禁刑に一方化されまして、刑務所は刑務作業を行わせるかどうかを受刑者ごとに決定することになります。

また、受刑者の状態に応じて社会復帰のための更正プログラムを行うよう刑法等の改正が行われたものでございます。例えば、若年の受刑者が刑務作業を行わなければならないといったことで学校で習うような学習がままならないということで、そういう問題があったんですけれども、これを学習ができるようなプログラムが組めるようになるという改正が行われたということでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。

継続審査となっております請願第18号、ひたちなか市として策定中の「原子力災害に備えた広域避難計画」に関することについてを議題とします。

請願書につきましては、Side Booksのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和6年12月17日、配付資料、請願第18号の順にフォルダをお開きください。

これについて、何かご意見等がありましたら発言をお願いいたします。ここで発言をしていただきたいのですがね。自分のお考えを。

（「暫時休憩にしましょう」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 休憩にはいずれ入りますけれど、休憩に入る前にどうしてもこれを言っておきたいというご意見等はないんですか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 この請願、12月のときも私自身お話をご意見としてさせていただいたんですけど、こちらあくまで原子力災害に備えた避難計画、広域避難計画ということですよ。これは市民の感覚、あくまで水戸市の方から上がってきたものなんですけど、この地域に住んでいる人たちは何かがあったら早急に避難しなければならないわけですよ。それをこのような請願の内容では、私たち市民としましては、課題解決に時間を要することは致し方ない前提で、市民の命と財産を守るためであるんですね。このところの趣旨、目的のところ、言うなれば、「課題解決に時間を要することは致し方ない」ということが入っているんですよ。ですけど、我々この地域に住んでいる人間は早くつくってほしいと、まずは第1に早急に安全なものをつくってほしいというのが、まずはそれが一番の話であって、今現在、それに対して行政がいろんな態度と対応を取っており、今県のほうに投げている状態だとは思いますが、こういったことの課題解決を早急にしてほしいというのが私は市民の一番の願いであると考えています。

そして、私自身、市民の方々とお話するときには広域避難計画を早急につくってほしいと。もちろん安全安心のものであるのは大前提、そしてその上で早急につくることが一番なので、この請願の内容とは真逆の内容になっていまして、こちらは本当に課題解決のために時間を要していいと、致し方ないという考え方ですけど、市民の感覚としては早急につくるべきであると。行政側が今一生懸命動いていて、なかなか進んでいない現状に対して、ゆっくりでいいよなんていう市民は私は会ったことがないんですね。なので、この内容とは全く真逆の話になると思います。なので、私はこの内容に関しては反対であります。

そして、今現在、複合災害、国、県との包括対策を取ると。5万人が避難がまだ決まっていない。これからも、今まで1人当たり2平米が3平米必要になったと。今、国、県のほうが民間の施設にも依頼して、県のほうからまだ割り振りされていない現状の中で、県に我々が投げかける中で、訴えかける中で、時間を使っているよということは全く逆だと思います。早急に割り振りを決めてくださいと県のほうに我々は言っていかなければならない立場だと思うので、今回の請願に関しては、私は否決の立場でございます。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見ありますか。じゃあ、鈴木委員。

○鈴木委員 あくまで意見ということでございますが、私も住民の代表、皆様からご負託を賜りまして、本日この場にいらしていただいております。

また、東日本大震災の後の様々な請願等もいろいろとお話をやる経験した身として、やはり今、原子力災害に備えた広域避難計画に関する請願ということで、これは本市、東日本大震災を経験した地域として、多くの住民の皆様、やはり我が事として万が一の際に安全というものを中心に優先しているということは、私は住民の皆様からよく聞くお話でございます。

特に最後の文章の「真に実効性のある広域避難計画の策定を要望」するという文言は大変重いものがあって、やはり実効性のある広域避難計画、大変難易度が高いわけです。最大UPZ圏内の避難——この地域に住む住民の数も最大であって、さらに言えば、避難計画という名前がついているわけでありますから、避難先がやはり決まっていないという状況、そしてそれは基準が変更になったということもあって、この変更に対する作業を要することは時間がかかることは私はやむを得ないし、そして、そのための移動する車両など移動手段も確保するのは本当に課題が山積しておる。これは住民の皆様、もちろんいろんなご意見がある中でも、まず安全を、やはり自身の安全を優先するのが一番だというのは、家族のある方含めて、本人、いろんな方が暮らしていますが、一番感じていらっしゃることを痛感します。

そして一方で、対話する中で今率直に本市が抱えている状況や本当に困難な避難先、これだけの人数の方が一気に避難するということ、これは災害発災時はもちろん屋内退避、その後の次の避難というステップはありますが、これは既に市のほうもガイドブックを作っていて、ある程度整理していただいている。ただ、その先の本当の避難計画というのを表すために、やはり鋭意努力をしているということを私はお伝えする中では、ある程度理解をされるところであると拝察しております。

そういった観点からは、私はこの願意というものは極めて内容としては住民の代表としても妥当だろうというふうに、私は受け止めるものでございます。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見は。鎌田委員。

○鎌田委員 請願の要望は、「真に実効性のある広域避難計画の策定」ということですがけれども、実効性よりも、国から義務づけられているのは計画の策定ですので、真に実効性ということが足かせになって策定が遅延することがあってはならないと思います。計画を策定することが最優先であり、「真に実効性」という抽象的な表現は判断する人によって異なるため、計画を策定することにおいては、何度も申しますが、広域避難計画を策定しなければならないことは本請願に関係なく周知の事実でありますので、さきに申した理由により、本請願については反対いたします。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見ありませんか。

先ほど、ちょっと私の見解なんですけど、大内聖仁議員のほうから避難計画をゆっくりつくっ

ていいよという発言がありましたけど、ここにはそういう文言は書いてありませんので、それはちょっと誤解ではないかというふうに思いますので、その辺については、私はちょっと表現を変えるべきではないかと思うんだが。はい、大内（聖）委員、意見あれば。

○大内（聖）委員 今のお話に対してなんですけど、こちら書いてある内容のところに「課題解決に時間を要することは致し方ない前提」と書いてあるんです。これが前提ではまずいと私は考えています、そもそも。ここは我々は行政に対して早急に安全なものをつくってください、早急につくってくださいと言うのが我々の役目であり、市民の願いであると私考えています。ここで「課題解決に時間を要することは致し方ない」なんていう表現は、ゆっくりつくっていいよ、悪く言えば、そう捉えられてもおかしくないのです。通常はここは早急につくってくださいと。早急につくってください、これが第一だと思っています。

そして、さらに先ほど鈴木議員からもありましたし、今鎌田議員からもありましたけど、「真に実効性のある広域避難計画」という言葉がありますよね。「真に実効性のある」というのは、実効性のないものを行政がつくっているんですかということなんです。行政がしっかりとつくっている以上、実効性があるものに決まっているんですよ。そこを信用せずして我々は行政をどう見ているのかということに関わってくるので、私自身は行政のやることを信じていますし、きっちり要望や願いも今までも伝えてきたつもりでございます。なので、この「真の実効性」という言葉自身も私は少し疑問を感じるどころであり、そこを行政のやっていることに関して、行っていることに関して、もちろん時間がかかっているのは事実、ただ、それももちろんですけど、ここに書いてあるない別にして、実効性のあるものをつくっているからだと思っておりますし、そこに「真に実効性のある」というのをわざわざ書き足すことも、行政に対してちょっと信用していないのかということも感じてしまうので、この言葉自体は悪い言葉ではないんですけど、ここまで書くこともちょっと私は意識が違うのかなというところもあります。

この2点です。以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見ありませんか。雨澤委員。

○雨澤委員 避難計画は私自身も早急につくらなくちゃいけないと思っています。これはやはり市民にとって大変な課題ですから、これはつくらなくちゃいけない。

まず、つくった中で、まずつくって問題があるはずなんです、必ず。そこをアップデートしていくということが私は一番大事だと思っているので、だからしっかりつくって、その後何かあればアップデートしていくということが一番大事な避難計画の在り方じゃないかなと思っていますので、私はこの趣旨はある程度理解はします。

ただ、なかなか賛成という部分だと難しい部分がありますけれども、やはりしっかりとつくっていくということは大事だと思っていますので、ただ、まず形をしっかりとつくっていくことをまずやっていただきたい。これは県に要請することが一番大事で、県が突然3平米にしたわけですから、それを戻せとは言えませんが、あれはコロナ禍の中での話ですから、それをどういう状況にするかというのは県が決めることですけれども、県がまずしっかり動いていく

ということが一番我々は要請していく事案じゃないかなと思っていますので、そういう部分でしっかりと県に要請して早急につくれるような形にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見ありませんか。

今のところ、この請願に対して……

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

それぞれ意見が出されましたので、暫時休憩いたしまして、一定の方向性が出せばいいかなと思いますので、暫時休憩いたします。

午前１０時３８分 休憩

午前１０時４４分 再開

○井坂（章）委員長 再開します。

先ほど趣旨採択についてということで、最初に諮るということにしましたけれど、これより趣旨採択について採決をしたいと思います。

本件は趣旨採択すべきものとするに異議ありませんか。

（発言する者あり）

○井坂（章）委員長 そうか、本件は……

（「……趣旨採択できないですよ」「討論をまず」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 すみません、ちょっとこちらの手違いが……。

これより討論を行います。討論はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 採択か不採択か、どちらかですね。

○井坂（章）委員長 趣旨採択をする採決する場合での討論です。

これより討論を行います。討論はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 はい。

（発言する者あり）

○井坂（章）委員長 すみません、暫時休憩。私の頭の整理がちょっと必要なので、暫時休憩します。

午前１０時４６分 休憩

午前１０時４７分 再開

○井坂（章）委員長 これより再開いたします。

先ほど説明あったように、最初に趣旨採択についての採決をするということになりますので、これより討論を行います。討論ありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 はい。趣旨採択について賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど各委員よりるるの様々な議論がありましたが、やはり根本的にはこの原子力災害に備えた広域避難計画は本市の重大な課題ではございます。そしてこの請願の趣旨であるやはり真

に実効性のある広域避難計画の策定を市民の皆さんが要望するのは、やはり住民の安全という観点から当然だろうと私は理解します。

ただ一方で、当然そこですぐに実効性が完璧にできるかといえ、大変ハードルの高いものであるのは、この文書に書いてあるとおり、複合災害等々の様々な想定をしなきゃいけないことは事実でございます。そうした観点から、本当にこれは困難な部分があるということは認めざるを得ないことは事実だろうと思います。

また、「課題解決に時間を要することは致し方ない前提」と書いてありますが、これは既に本市が置かれておる県による避難先の1人当たりの平米の変更や避難移動手段の確保など大きな課題があることは我々も、私も理解しております。

ただ一方で、ここにはゆっくりやってくれというわけではないと私は理解します。やはりこれはなるべく不断の努力によって早期につくりながらも、やはり実効性というものが高いものをつくっていくことで住民の皆さんの安全を確保する、これが我々議員の責務であり、自治体のやはり不断の努力を必ずこれはやらなきゃいけない責務であると私は理解しております。

そうした意味でこの願意については妥当であると思いますので、趣旨を採択する、全体としては直ちにできるか分からないというところで趣旨を採択することがいいんじゃないかというふうに受け止めます。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにありませんか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 私は反対の立場で、否決の立場で討論させていただきます。

先ほどもちょっとお話させていただきましたが、あくまで市民の安心安全を守るためには避難計画は早急につくるべきだと私は考えております。そして市民の方々も早急につくってほしいと、それを、もちろんですけど真に実行性がある、これは当然でありまして、行政がやっている、きっちりやり遂げていることに対して、真の実効性、もちろん実効性があるところですので、そこを信用して、我々の願いとしてはとにかく早急につくっていただきたい。そのつくったものに関して実効性がないという観点は1ミリもないので、まずはとにかく今県に投げている状態、こちらを早急に早急にと、とにかくせかして、どんどん前に進めて、前に推進していただきたい。そういった願いから今回の内容とは趣旨からちょっと違ってくるので、今回不採択という形でさせていただきます。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかに。鎌田委員。

○鎌田委員 同じく不採択の意見として討論させていただきます。

意見でも述べさせていただきましたけれども、やはりその真の実効性ということが足かせとなって策定が遅延することはあってはなりませんので、今計画を策定することが最優先であります。

そしてこういうふうに意見が分かれるということに関して、請願の採決と否決の意見が分かれるというところでも、やはりいろんな懸念があるというところがここで示されたと思います

ので、本請願については不採択とさせていただきたいと思います。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 これより趣旨採択について採決します。

（発言する者あり）

○井坂（章）委員長 そうか。討論なしと認め、討論を終了します。

これより趣旨採択について採決をします。本件は趣旨採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○井坂（章）委員長 起立少数です。よって、本件は趣旨採択にしないことに決定しました。

これより採択の採決を……

（発言する者あり）

○井坂（章）委員長 これより採択か不採択の採決をします。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○井坂（章）委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部入替えのために暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

○井坂（章）委員長 委員会を再開します。

次に、執行部より説明の申し出がありますので、所管事項説明に入ります。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和7年3月26日、配付資料、所管事項説明資料の順にフォルダをお開きください。

それでは、ひたちなか市新本庁舎建設基本構想（素案）について、執行部より説明願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 着座のまま失礼いたします。

議案審議、請願審議に引き続きまして、お時間をいただきありがとうございます。

現在、総務部資産経営課において実施をしております新本庁舎建設に関する基本構想の策定につきまして、素案がまとまりましたので、総務部に属する事業の所管であります総務生活委員会のほうにご説明をさせていただくものでございます。

今後、基本計画そして設計というふうに段階を経て進めていく上で土台となるのがこの基本構想であります。新本庁舎の基本理念や基本方針など、基本的な考え方の部分が中心となりま

す。

詳細につきましては、この後、資産経営課長から説明させていただきますので、お聞き取りいただきまして、ご意見を頂戴したく存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 それでは、私のほうからひたちなか市新本庁舎建設基本構想の素案について説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

ひたちなか市新本庁舎建設基本構想（素案）をご覧ください。

こちらは今検討しております新本庁舎建設の基本構想の中でも素案の状態でございます。いわゆるまだたたき台ですので、今回、委員の皆さんのほうにご説明をさせていただいて、意見をいただき、その後に案というふうなものを策定をしていこうと。この案につきましても、予定では次の6月の総務生活委員会の中でしっかりつくったものを説明をさせていただこうというふうな段取りで考えておりますので、よろしくお願いします。

ページを開いていただきまして、最初に目次でございます。

まず、基本構想については、1から5の5章立てで考えております。

第1章につきましては、基本構想の検討経過と位置付け、第2章は本庁舎の課題と建て替えの必要性、第3章は新本庁舎の基本理念と基本方針、第4章は新本庁舎の整備方針、第5章は今後の取組ということにしております。3章から5章につきましては、別紙の概要の中で説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、内容のほう簡単に説明させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1ページをご覧ください。

こちらは現在の本庁舎の概要として、ひたちなか市の市役所の本庁舎の位置を図示しているところでございます。

次のページを開いていただきまして、2ページ目、建物の概要としまして、現在本庁舎では7棟で構成されております。総延床面積が1万4,232平米です。一番下に書いてある配置の状況としましては、本庁舎に設けている来庁者用の駐車場の台数は156台というのが現況でございます。

次、ページを3ページ、4ページまでいっていただきまして、ここで1の2として、これまでの検討経過をまとめております。具体的なものは次のページの5ページ目にございます。

主な検討経過としまして、まず令和4年度に新本庁舎建設検討委員会、これ内部の組織でございます——を設置して検討をスタートさせております。5年度、6年度につきましては、主にアンケート調査を実施しております。主なアンケートとしましては、5年度にクラスター別のインタビュー、職員アンケート、6年度につきましても、LINEでの市民アンケート、来庁者の窓口アンケート、市報掲載や、我々出口調査をしながらアンケートを、あとは常任委員会、総務生活委員会の中での説明をさせていただいて、ご意見をいただく。あと特別委員会の中でも提言書という形でいただいております。あと職員アンケートということでやっております。

す。この中で、我々、特に市民のニーズの調査というふうなところに力を入れておりまして、2つの要因で調査をしてきました。

1つは、定量調査ということで、まずは現状分析をするための課題などを数値化しようということでやっております。それがLINEアンケートや来庁者の窓口にした、そんなアンケートが1つです。全部で1,015件いただいております。

それとは別に、数値化できない要素を確認するための調査として、定性調査、これは令和5年から始まるクラスター別のインタビューや、6年度にも同じようにインタビューをしています。あと我々職員が、自ら入り口、出口に立って、来庁した方へのインタビューをしながら、実際どうなんだと。具体的に言いますと、例えば障害者の団体なんかに聞いたときに、聴覚障害を持っている方は、ガラス張りだったりとか吹き抜け、そういうふうなところがすごく安心感がある、何か災害があったときに、すぐに自分も同じ行動が取れるというのもまさに定性的な調査で分かったことです。あとは我々実際に、職員が外に出て、来た人に話を聞くことによって、ああ、随分皆さん急いでいるなって、いわゆる庁舎で何かの処理をしたら、すぐに帰りたいというふうに思っているんだとか、そういうふうなことをすごく話をしながら実感したというのがまさにこの定性調査というふうなところになります。

こういうところを組み合わせながら、市民のニーズというのをしっかり聞いてきたというのがこの6年までの取組でございます。

その下に、基本構想の位置付けとしまして、先ほど部長のほうからあったように、議論の礎としてまずはつくるものですので、具体的な立地の問題、規模の問題、手法の問題、そういうふうなものは次の基本計画のほうでしっかり議論していこうというふうに考えておりますので、この基本構想というのは今後の議論の礎として、基本的な事項だけ定めている、そういうふうな内容になります。

次のページ、6ページ目からが課題になります。

先ほどお話ししたように、概要のほうで説明させていただきますが、ここではアンケートの結果が載っておりますので、まずは市民からの意見がこういうことがあったというところをちょっどご紹介するのみにさせていただきますと思います。

まず、課題1として、本庁舎の分散化の部分につきましては、この枠内がアンケートの結果になりますが、複数の建物を回らなければならないと感じる市民が多い、これはLINEのアンケート、窓口のアンケート、我々の出口インタビュー、どの手法によっても一番多く聞かれた内容でした。皆さんがそういうふうに不便に思っているというふうなことが分かります。あと職員からも、下のほうに書いてありますが、分散化についての課題として、住民異動や戸籍の届出の処理の際、庁舎の配置図を活用して案内しているものの、どうしても建物が複数あるので非常に分かりづらいし、案内しづらいというような声もありました。また、車椅子を利用している市民から、各建物の移動が大変だというそんな話を聞いたことがありますよということも職員の中から出ております。

次、7ページに行きまして、課題2として、バリアフリー対応の限界です。まず最初の枠は、

これは障害者へのインタビューで聞かれた声です。障害者は障害年金との関係も深いため、国保年金課と障害福祉課を行ったり来たりすることが多いのです。廊下に――まあ、別棟になっているということが非常に不便だというふうなことを言っていたらいいと思います。あと車椅子利用者が現在の年金係窓口から第三分庁舎に向かう場合には、一度市民ホールの方に行かなければならないためすごく不便だ、そういうふうな話がありました。あとは行政棟前の駐車場の関係で言うと、スロープから出入口が遠い。あとはスロープ出たらすぐに道路になっていると何か危険を感じるという、そんな声もございました。

アンケートの中でもバリアフリーに対する課題というふうに見ている方は非常に多くて、トイレが狭くて数も足りない、バリアフリーへの対応が不十分、そういう声が非常に多かったという状況がございました。

次に課題3、災害時における業務継続性と老朽化の懸念。行政棟、厚生棟及び議事堂等については物理的耐用年数というのが60年、まあそこまではあと6年となっている状況がございました。資産経営課のほうで令和5年に実施した建物の劣化状況調査、この結果によると、コンクリートの中性化の進行というのが指摘されていて、どうしても長寿命化するには向かない、そういうふうな指摘も受けた建物だということがまず大前提でございます。

次、8ページに行きまして、課題4、本庁舎の狭隘化、これは枠内は職員からの意見でございますが、打合せスペースや面談スペースの数の不足というのを挙げている職員が多いということです。どうしても窓口業務をやるときにプライバシーに配慮した窓口でないと、隣の人の話が聞こえちゃうとか、逆に聞きにくいとか、そういうふうなことがある。あと子どもをあやしながら手続をするような、これだと厳しいので窓口とキッズスペースが一体となった設備があるといいなということ、あとは打合せスペースというのが非常に少ないので、小規模な打合せスペースでもあるといい。職員の個別面談時にプライバシーを確保するため、ほかの職員が気にならないような、そういうちょっと防音になっているような、そんなスペースも欲しいなという、そういうふうな要望がございました。

下の写真については、こちらは素案の段階なので、後で、案の時点では入れる予定でございます。

次、9ページに行きまして、これらの課題を同時に解決するためにはやはり建て替えが必要だという一つの結論に達しているという、そういうふうな説明でございます。

次のページ、10ページに行きまして、ここからが新本庁舎の基本理念と基本方針でございます。具体的な方針、理念につきましては、概要のほうで説明させていただきますが、まず取り巻く環境としましては、人口構造の変化、これは市の推計では2030年には約14万7000人に減っていくだろうというふうに考えております。人口構造が変化することで、本庁舎における市民サービスのニーズや利用形態も変化する可能性があるという、そういうふうな状況がある。あとは下のほうに移りまして、デジタル化の進展に伴う社会変化としまして、これは来庁者のインタビューで聞かれた声ですけれども、可能な限り電子化してほしいですとか、または同じような書類を毎回紙で提出しているので、できれば行かずに済むんだったら、それ

がいいんだよなという、そんな声が多かったです。あと、自動化可能なものは機械化してもよいと思う、24時間対応してほしい、そういうふうな声がありました。

我々、来庁者のインタビューをして生の声をいろいろ聞いた中で非常に感じたのが、先ほどちょっと触れましたけれども、すごく急いでいるんですね。というのは、皆さん、市役所に何のために来ているかという、手続とか相談のために来ている人がほとんどなんです。と、当然手続、相談に来た人は終わったらすぐにやっぱり帰りたいんですね。すぐに次の場所に行くという、いわゆる先ほどもありましたけれども、行かずに済むならそれがいいという、多分そういうふうな感覚でいるんだろうと思います。市役所に来る人の声を聞いた中でいうと、いわゆるにぎわいだとか、集いだとか、憩い、そういうキーワードはほとんど聞かれませんが、すぐに帰りたい、すぐに手続が済みたい、何か時間がかからない、待ち時間がない、そういうふうな市役所を非常に求められているんだというのが直接インタビューをした中だと感じた部分でもありました。

次、11ページに移りまして、市民アンケートから見る本庁舎の利用実態、これは回数どのくらい来ていますか、1年のうちにどれだけ来ていますかというふうな質問をさせていただきました。その中で1年間に一度も来ていない人は10%程度なんで、ほとんどの方がいらっしゃっているんです。一番多いのが2回から3回、これが4割程度いたりする。まあ、一番多いですね。その下に行きまして、どういう目的で来ているかと聞いたときに、住民登録、印鑑登録、マイナンバーの手続、こういうふうな目的で来る方が多い。その後に、公的医療保険やマル福、年金、福祉、子育て、あとは税金、そういうふうな順番に続くという、そんな状況がございます。

次のページ、12ページに行きまして、1つの建物で用事が済むことが重要と考える人が多い。新本庁舎で手続、相談面でどうですかと聞いたときに、やはり1つの建物で用事が済むのがいいというふうに答えた方が非常に多かった、あとは目的の場所にすぐにたどり着くというふうに思う方も非常に多いということです。やはり一度で手続が終わる、待ち時間がなく、手続、相談ができる、手続、相談が素早く簡単にできる、役所に行かずに手続、相談ができる、そういうふうなことを求めているということで言うと、業務の効率化やデジタル化、そういうふうなこともしていく必要があるな。これは新本庁舎に限らず、今の体制の中でもやれることはやっていかなくちゃいけないなというふうに感じる部分でもございます。

その下に行きますと、誰もが利用しやすい災害の拠点となる、建設費や維持管理費をなるべく抑える、この順番で重要と考える人が多い。どのアンケートでも、順番は誰もが利用しやすい災害の拠点、あとは管理費を安く、そういうふうな順番で皆さん意見をおっしゃっていました。

続きまして、3の2としまして、新本庁舎の基本理念、こちらはこの市民のアンケート等を踏まえまして、基本理念としては、利用しやすく、災害に強い、機能的な庁舎、こういうふうなことで行きたいなというふうに考えているところでございます。

13ページ目に基本方針があって、この5つの柱で考えていこうというふうに考えていると

ころです。後の概要の中で説明をさせていただきます。

14ページ目は規模の考え方、この意向につきましては、先ほどお話をさせていただいたように、基本計画、次の基本計画の中でしっかりやっていこうと思いますので、今現在はこういうふうなニーズがありますよというような、規模感は現在こういうことですよということだけ、この中で説明をしているところです。

次、17ページ目に行きますと、建設維持費の考え方、あとは建物性能についても同様に基本計画、設計の段階でということですね。

18ページ、事業手法、事業費の考え方、財源の考え方も同様でございます。一応例示だけはしています。

19ページ目、最後に今後の取組という、そういう内容になっております。

続きまして、概要をご覧ください。

ここに今回の基本的な部分だけをまとめております。

まず1番としまして、本庁舎の課題と建て替えの必要性というところで、まずは市民のインタビューや議会からの意見、または職員のアンケート、こういうふうなものを踏まえて、この4つの課題を出させていただきました。

課題1としましては、本庁舎の分散化。これは一番大きな課題だというふうに認識しております。本庁舎自体が7棟に分散化している、市民や職員の利便性が損なわれているということです。建物の維持管理に係る事務及び経費がそれぞれの建物で必要になる、本庁舎の分散に係る課題は本庁舎の建て替え以外に根本的な解決は困難である。

課題2、バリアフリー対応の限界。車椅子利用者や高齢者、障害者等、様々な方に配慮した設備機能が十分ではありません。市民ニーズが多様化する以前に設計された本庁舎では、改修等での対応に限界があります。

課題3、災害時における業務継続性と老朽化の懸念。議事堂棟は長期的な使用について課題を抱えています。行政棟は業務継続性を強化するため、高いレベルの耐震性能が必要です。

課題4、本庁舎の狭隘化。通路が狭く、車椅子利用者等が通りにくく、窓口はプライバシーの保護が十分ではありません。職員の執務スペースは狭く、書類等の保管場所も不足しています。通路や窓口などを含めた空間の狭隘化は本庁舎の建て替え以外に根本的な解決は困難です。

これら4つの課題を同時に解決するために建て替えが必要だというような結論を我々は導き出しております。

続きまして、2番、基本理念。こちらは先ほどお話をしたように、市民のアンケート等を踏まえて、利用しやすく、災害に強い、機能的な庁舎という基本理念を掲げさせていただこうというふうに思っております。

3番、新本庁舎の基本方針。この基本方針につきましては、この基本理念や議会改革調査推進特別委員会からの提言を踏まえ、新本庁舎の基本方針をこの5つの柱というふうに考えております。まず1番は、誰もが利用しやすく、市民サービスを円滑に提供できる庁舎。2番、災害時の拠点となり、市民の安全安心を守る庁舎。3番、将来の変化にも対応する、効率的で効

果的な庁舎。4番、環境に優しく、働きやすい庁舎。5番、未来につながる機能的な議事堂を備えた庁舎。この5本の柱でございます。

4番、新本庁舎の規模の考え方。新本庁舎の規模は職員の人数や議員定数、現在分散している行政機能の統合の有無、新本庁舎における機能等を考慮しながら求めていく必要があります。また、公共施設の集約、複合化や、多機能化を図る際には規模がより大きくなることも想定されます。今後基本計画の段階、設計の段階で具体的に検討を行います。

5番、新本庁舎の建設位置の考え方。新本庁舎の建設位置は市民の利便性、安全性、経済性、まちづくりの視点等を総合的に考慮しながら判断していく必要があります。将来の人口減少、税収減等を見据えると、より効率的で効果的な行政運営が求められることから、市が所有する土地や施設の有効活用なども考慮することが重要となります。具体的な建設位置は基本計画の策定段階で検討を行い、決定します。

6番、新本庁舎建設の事業手法。公共施設の建設に係る事業手法は従来方式に加え、近年公民連携手法が取られています。新本庁舎建設の事業手法については、基本計画の段階において、各種事業手法の特徴を踏まえ、コスト、市の意向を反映、事業期間、職員負担、リスク管理等の視点から検討を行い、決定します。

7番、事業費の考え方、事業費は木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの建物構造や耐震に関する構造手法によって変わります。社会情勢の変化等により変動する可能性もあることから、今後基本計画の段階、設計の段階において求めていきます。

8番、今後の取組。ひたちなか市第4次総合計画が令和8年度に始まることから、本基本構想の内容を第4次総合計画に位置付けていきます。また、令和8年度に基本計画に着手し、本庁舎が築60年を迎える令和12年度を目標に新本庁舎の建設に取り組んでいこうというふうに考えております。

以上が基本構想の素案の説明になります。

もう一つ、新本庁舎建設基本構想（素案）へのご意見というファイルも一部つけさせていただいていると思います。そちらは本日意見もいただきますけれども、後日改めてこの素案を見ながら、ここはこうしたほうがいいんじゃないかというご意見がありましたら、こちらの用紙でご意見をいただければというふうに思いまして、用意したものでございます。できれば、令和7年4月末、これまでに議会事務局のほうにご提出をいただければ幸いに存じます。

また、本日は総務生活委員会の中での説明ですので、皆さんのほうにも説明させていただいてますが、同じ会派の議員の方からも意見があれば、この用紙で頂ければ、我々も検討させていただこうと思いますので、こちらの様式をぜひご活用いただければと思います。

以上が説明になります。

○井坂（章）委員長　ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長　質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で所管事項の説明を終了します。

執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○井坂(章)委員長 次に、協議に移ります。

閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。6月定例会までに行う所管事務調査の案件について、ご意見をお願いします。何かありますか。――では、雨澤委員。

○雨澤委員 これから多分、行政視察が入ってくると思うんですけども、それについては正副一任でよろしく願いいたします。

○井坂(章)委員長 ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件については正副にお任せいただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは次に、当初4月中に所管調査をやる予定でございましたけれども、日程が結構立て込んでおるということもありまして、5月には行政視察も入ることなので、4月は見送りとしたいということで考えておりますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 分かりました。そのように進めたいと思います。

では、次に、行政調査、視察について協議したいと思います。令和7年度の委員会の行政調査は実施するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 異議なしと認めて、委員会の行政調査、視察を実施することを決定しました。

それでは行政調査の日程などについて協議したいと思います。

初めに、日程について協議したいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前11時26分 休憩

午前11時28分 再開

○井坂(章)委員長 委員会を再開します。

日程につきましては、5月12日から16日のうちの3日間で実施したいと思います。ということよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 田中さん、ちょっと空いていましたので、日程ですね。行政視察の日程は5月12日から16日の間の3日間ということで今確定をいたしましたので、よろしくお願

いします。

じゃあ次に、案件について協議したいと思います。案件についてご意見がありましたら、お願いをいたします。——どのようにいたしましょう。

（「正副一任」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、正副委員長一任ということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、案件を精査の上、先方と調整し、決定次第、予定通知にてご連絡いたします。よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてです。これを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和7年3月26日、配付資料、令和7年3月継続調査申出書（案）の順にフォルダをお開きください。

閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。佐藤さん。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○井坂（章）委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、以上のような閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会します。

午前11時32分 閉会